

○坂出市下水道条例

昭和60年4月1日条例第11号

改正

平成元年3月27日条例第13号

平成2年3月30日条例第18号

平成5年3月25日条例第8号

平成8年3月28日条例第6号

平成9年3月28日条例第8号

平成12年3月23日条例第20号

平成12年12月25日条例第35号

平成13年3月27日条例第14号

平成14年3月26日条例第23号

平成17年3月18日条例第3号

平成18年3月24日条例第17号

平成19年9月26日条例第24号

平成20年9月24日条例第24号

平成24年7月6日条例第17号

平成24年12月28日条例第32号

平成26年3月28日条例第9号

平成27年12月28日条例第27号

坂出市下水道条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 坂出市の設置する公共下水道の管理および使用については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。

(2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。

- (3) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
 - (4) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
 - (5) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
 - (6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管，これに固着する洗面器および水洗便所のタンクならびに便器を含み，し尿浄化槽を除く。）をいう。
 - (7) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
 - (8) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
 - (9) 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域であつて，市長がその処理の開始を告示した区域をいう。
 - (10) 義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設けなければならない者をいう。
 - (11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- 2 この条例において「水道」とは，水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は，次条および第2条の4に定めるところによる。

（排水施設の構造の基準）

第2条の3 排水施設の構造の基準は，次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り，かつ，漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし，雨水を排除すべきものについては，多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては，覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し，および人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては，ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り，または腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良，可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

- (6) 排水管の内径および排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) またまたはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきまたはマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第2条の4 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法等)

第3条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべき施設に、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべき施設（法第11条第1項の規定により、または同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条および次条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのない箇所および工事の実施方法で規則に定めるものによること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径および勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径および勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径および勾配は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位ミリメートル）	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

（４） 雨水または雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径および勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内容の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水または雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径および勾配は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位平方メートル）	排水管の内径（単位ミリメートル）	勾配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1500未満	200以上	100分の1.2以上
1500以上	250以上	100分の1以上

（排水設備等の計画の確認）

第4条 排水設備または法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書およびこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受

けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事を行う者の指定等)

第5条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者でなければ、行ってはならない。

2 水洗便所に関連しない工事の実施については、前項の規定にかかわらず、市長がその工事に関し技術を有すると認める者は、これを行うことができる。

3 第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称および所在地

(3) 法人にあつては、その役員の氏名

(4) 第5条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所に専属することとなる責任技術者の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) 法人にあつては定款および登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

(3) 営業所の平面図および写真ならびに付近見取図

(4) 前項第4号に掲げる者に対して第5条の11第1項の規定により交付された責任技術者証の写し

(5) 排水設備等の新設等の工事を行うための機械器具の名称、性能および数を明らかにした書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 前項の規定にかかわらず、坂出市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年坂出市条例第2号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合で、かつ次の各号に掲げる場合に該当する場合は、当該各号に掲げる書類等の提出を省略することができる。

(1) 申請等を行う者に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第3条第1項に規定する署名用電子証明書を送信する場合 住民票の写し

- (2) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書を送信する場合 登記事項証明書
(指定の基準等)

第5条の2 市長は、前条第3項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第1項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、第5条の9第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。

- (2) 営業所ごとに、規則で定める機械器具を有する者であること。

- (3) 香川県内に営業所がある者であること。

- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの

イ 第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

- 2 市長は、前条第1項の指定に排水設備等の新設等の工事に関し必要な条件を付し、およびこれを変更することができる。

- 3 市長は、前条第1項の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(指定証)

第5条の3 市長は、第5条第1項の指定をしたときは、指定証をその営業所ごとに交付する。

- 2 第5条第1項の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）は、指定証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

- 3 指定工事店は、指定証の記載事項に変更を生じたとき、または指定証を汚し、破り、もしくは失ったときは、直ちに市長に申請して、指定証の書換え交付または再交付を受けなければならない。

- 4 指定工事店は、第5条の7第1項の規定により指定を取り消されたとき、もしくは指定の効力を停止されたとき、または前項の規定により指定証の再交付を受けた後において、失った指定証を発見したときは、遅滞なく、指定証を市長に返納しなければならない。

(指定の有効期間等)

第5条の4 第5条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 前項の指定の有効期間（当該指定の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた指定の有効期間）の満了後引き続き排水設備等の新設等の工事を行おうとする者は、市長が指定する日までに指定の有効期間の更新を受けなければならない。

3 第5条第3項および第4項ならびに第5条の2（第1項第4号イを除く。）の規定は、前項の指定の有効期間の更新について準用する。

（指定工事店の責務）

第5条の5 指定工事店は、下水道に関する法令ならびにこの条例およびこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正な排水設備等の新設等の工事の施工をしなければならない。

（変更等の届出）

第5条の6 指定工事店は、第5条第3項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、または排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条の2第3項の規定は、前項の規定による変更（第5条第3項第1号および第2号に掲げる事項の変更に限る。）または廃止の届出があつた場合に準用する。

（指定の取消しまたは一時停止）

第5条の7 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、または6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

（1）不正の手段により指定工事店の指定または指定の有効期間の更新を受けたとき。

（2）第5条の5に規定する適正な排水設備等の工事の施工ができないと認められるとき。

（3）第5条の2第1項各号に適合しなくなったとき。

（4）前条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。

（5）その施工する排水設備等の工事が公共下水道の機能に障害を与え、または与えるおそれが大であるとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、この条例もしくはこの条例に基づく規則または指定の条件に違反したとき。

2 第5条の2第3項の規定は、前項の規定による指定の取消しまたは効力の停止をした場合に準用する。

（責任技術者の設置等）

第5条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務を行わせるため、次条第1項の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理監督
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 第6条第1項の検査への立会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者の登録)

第5条の9 市長は、排水設備等の新設等の工事の適正な施工のために必要な知識および技能を有する者を責任技術者として登録する。

2 責任技術者認定試験（規則で定める試験機関が実施する責任技術者としての資格があることを認定するための試験をいう。以下この条において同じ。）に合格した者は、前項の登録を受ける資格を有するものとする。

3 市長は、第5項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者に対しては、その登録を拒否しなければならない。

4 第1項の登録を受けようとする者は、住民票の写しおよび写真ならびに責任技術者認定試験に合格したことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合で、かつ申請等を行う者に係る公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書を送信する場合は住民票の写しを省略することができる。

5 市長は、第1項の登録を受けた者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則に違反したとき、または不正の手段により同項の登録を受けたときは、その登録を取り消し、または6月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。

(登録の有効期間等)

第5条の10 前条第1項の登録の有効期間は、当該登録の日から5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 前項に規定する登録の有効期間（当該登録の有効期間についてこの項の規定により更新を受け

たときにあつては、当該更新を受けた登録の有効期間。以下この条において同じ。)の満了後引き続き前条第1項の登録を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日までに登録の有効期間の更新を受けなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、当該満了する日後に登録の有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の登録の有効期間の更新を受けようとする者は、あらかじめ、更新講習(前条第2項の試験機関が実施する第5条の8第2項各号に掲げる職務を行うのに必要な知識および技能に関する講習をいう。)を受講しなければならない。

4 前条第4項の規定は、第2項の登録の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第4項中「責任技術者認定試験に合格したことを証する書類」とあるのは、「次条第3項に規定する更新講習の課程を修了したことを証する書類および第5条の11第1項の責任技術者証」と読み替えるものとする。

(責任技術者証)

第5条の11 市長は、第5条の9第1項の登録をしたときは、責任技術者証を交付する。

2 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更を生じたとき、または責任技術者証を汚し、破り、もしくは失つたときは、直ちに市長に申請して、責任技術者証の書換え交付または再交付を受けなければならない。

4 責任技術者は、第5条の9第5項の規定により登録を取り消されたとき、もしくは登録の効力を停止されたとき、または前項の規定により責任技術者証の再交付を受けた後において、失つた責任技術者証を発見したときは、遅滞なく、責任技術者証を市長に返納しなければならない。

(手数料)

第5条の12 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を申請の際、納付しなければならない。

(1) 第5条第1項の指定を受けようとする者 1件につき1万円

(2) 第5条の4第2項の指定の有効期間の更新を受けようとする者 1件につき3千円

(3) 第5条の9第1項の登録を受けようとする者 1件につき1千円

(4) 第5条の10第2項の登録の有効期間の更新を受けようとする者 1件につき1千円

(5) 第5条の3第3項または第5条の11第3項の規定による指定証または責任技術者証の書換え交付または再交付を受けようとする者 1件につき1千円

2 既納の手数料は、返還しない。

(規則への委任)

第5条の13 第5条から前条までに定めるもののほか、第5条第1項の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、前項による届出を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

(取付管の工事の実施)

第7条 取付管（取付ます（敷地内の排水設備としての最終ますをいう。）から公共下水道の下水管に接続する排水管をいう。）の新設等の工事は、市長が行う。この場合において、市長は、当該義務者に工事費の全部または一部を負担させることができる。

(必要施設の築造および管理)

第8条 市長は、公道に準ずる道路でその必要を認めるときは、排水設備で義務者の行わなければならない部分を築造または管理することができる。

2 前項の規定により市長が築造および管理をした場合は、その築造費および管理費について必要に応じてその全部または一部を徴収することができる。

第3章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 製造業またはガス供給業の用に供する特定事業場から公共下水道に排除される下水に係る前項第2号から第4号までの規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項および第9条の3第2項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」とし、同項第3号および第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 第1項第1号および第6号または第7号に掲げる項目に係る水質に関し、その下水が流域下水道からの放流水に係る公共の水域または海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、または同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

(2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、その下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

（機能損傷防止のための除害施設の設置）

第9条の2 法第12条第1項の規定により、次の各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

(水質適合のための除害施設の設置)

第9条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(10) 前各号に掲げる物質または項目以外の物質または項目で条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目および大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 製造業またはガス供給業の用に供する施設から公共下水道へ排除される下水に係る前項第2号および第4号から第6号までの規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量とその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむ

を得ない理由があるときは、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」とし、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」とし、同項第5号および第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 第1項の規定は、各号に掲げる物質または項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

(改善命令)

第9条の4 市長は、前2条に規定する基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除した者があるとき、または排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、除害施設の構造または使用の方法の改善を命ずることができる。

2 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備の設置者または使用者に対し、期限を定めて、排水設備の構造または使用の方法の改善を命じることができる。

(排除の停止または制限)

第9条の5 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、または制限することができる。

(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公共下水道の管理上必要があると認めるとき。

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者が処理区域内においてし尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしてしなければならない。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、またはその使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

2 使用者に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 法第11条の2、法第12条の3、法第12条の4または法第12条の7の規定による届出をしたものは、前2項の規定による届出をしたものとみなす。

4 使用者が市内に居住しない場合または市長において必要と認めた場合は、この条例の一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人を変更した場合も同様とする。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第12条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質または令第9条の8もしくは令第9条の9第1項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量および水質を、市長に届け出なければならない。届け出た悪質下水の量もしくは水質を変更し、その排除を休止し、もしくは廃止し、またはその排除を再開する場合も、同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(使用料の徴収)

第13条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の徴収は、次項に定めるもののほか、坂出市水道事業給水条例（昭和35年坂出市条例第1号。以下「給水条例」という。）の水道料金徴収の例による。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算およびこれに伴う追徴または還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料)

第14条 使用料の額は、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数金額については、これを切り捨てるものとする。

区分	使用料（1月につき）			
	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
一般汚水	10立方メートルまで	1,200円	11立方メートルから	140円
			20立方メートルまで	
			21立方メートルから	160円
			30立方メートルまで	
公衆浴場	250立方メートル	7,500円	31立方メートルから	190円
			251立方メートルから	35円

汚水	ルまで			
----	-----	--	--	--

(使用料の算定)

第15条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、給水条例に基づき、管理者が決定し、または認定した1月ごとの水道の使用水量に応じて使用料を算定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 清涼飲料製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎月の公共下水道に排除した汚水の量およびその算出の根拠を記載した申告書を、使用した月の翌月の7日までに市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定し、使用料を算定する。

(使用の態様の変更の届出)

第15条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、または水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第16条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設または工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置および構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を防げ、またはそ

の施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設または工作物その他の物件を設ける目的に附随して行うものとする。

(占有)

第19条 公共下水道の敷地または排水施設に物件(以下この条において「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地または排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市長は、前項により占有を許可したときは、占有許可書を交付するものとする。

3 市は、第1項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

4 前項の占有料の額および徴収方法については、坂出市道路占有料条例(昭和43年坂出市条例第9号)の規定を準用する。

(原状回復)

第20条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したときまたは当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長において認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復または原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用料等の減免)

第21条 市長は公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料または占有料を減免することができる。

(規則への委任)

第22条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第23条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第5条第1項または第2項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第5条の9に規定する責任技術者の登録を受けた者
- (4) 排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (5) 第9条の2第1項または第9条の3第1項もしくは第2項の規定に違反して下水を公共下水道に排除した者
- (6) 第9条の4第1項または第2項に規定する改善命令に従わなかった者
- (7) 第10条の規定に違反してし尿を公共下水道に排除した者
- (8) 第11条第1項、第2項および第4項または第12条の規定による届出を怠った者
- (9) 第16条の規定により求められた資料の提出を拒否し、または怠った者
- (10) 第17条の規定による許可を受けずに法第24条第1項各号に掲げる行為をした者
- (11) 第4条もしくは第17条の規定による書類、第11条第1項もしくは第2項、第12条第1項もしくは第15条の2の規定による届出書、第15条第1項第3号の規定による申告書または第16条の規定による資料に不実の記載をして提出した者
- (12) 第20条第2項の規定による指示に従わなかった者

第24条 偽りその他不正な行為により使用料、または占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第25条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の過料を科する。

(区域外使用)

第26条 市長は、処理区域外の者であっても、公共下水道の管理上支障がない場合で必要と認められた者に限り、汚水を排除するために区域外使用を許可することができる。

- 2 第2条から前条までの規定は、前項の規定により許可を受けた者について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
(坂出市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正)
- 2 坂出市の重要な公の施設等に関する条例（昭和39年坂出市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(2) 下水道事業施設

付 則（平成元年3月27日条例第13号）

この条例は、平成元年5月1日から施行する。

付 則（平成2年3月30日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の坂出市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成2年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成5年3月25日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の坂出市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成5年4月30日までの間に確定される排水汚水量に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成8年3月28日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の坂出市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

前から継続している下水道の使用で、施行日から平成8年4月30日までの間に確定される排水汚水量に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成9年3月28日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の坂出市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に確定される排水汚水量に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月23日条例第20号）

改正

平成14年3月26日条例第23号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の坂出市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成12年4月30日までの間に確定される排水汚水量に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

- 3 削除

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月25日条例第35号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成13年3月27日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年度分までの下水道使用料の徴収については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月26日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の坂出市下水道条例第7条の規定に基づく規則の規定により排水設備等の新設等の工事を行うことができる者または排水設備等の新設等の工事の施工のために必要な知識および技能を有する者についてした指定または登録であって、この条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の坂出市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の指定または第5条の9第1項の登録とみなす。

3 改正後の条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成14年4月30日までの間に確定される排水汚水量に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

(坂出市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 坂出市下水道条例の一部を改正する条例（平成12年坂出市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を次のように改める。

3 削除

付 則（平成17年3月18日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月24日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の坂出市下水道条例第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成18年4月30日までの間に確定される排水汚水量に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成19年9月26日条例第24号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年9月24日条例第24号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成24年7月6日条例第17号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成24年12月28日条例第32号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の坂出市下水道条例第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間に初めて使用料の額が確定するものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成27年12月28日条例第27号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。